

申請に対する審査基準

(整理番号：110212)

平成 6 年 10 月 1 日作成

1. 法令名・根拠条項	宗教法人法第 26 条第 1 項
2. 許認可等の種類	宗教法人の規則の変更の認証
3. 審査基準 (未設定の場合その理由)	<p>(1) 法第 27 条に基づき提出された書類について、その証明している事実の存否に理由ある疑いを持つ場合には、その疑いを解明するための調査を行う。</p> <p>なお、規則の変更の手續に関し、規則の変更に関与する代表役員その他の役員等は、正当に選任された者であることを要するから、この点に疑義がある場合は、これらの者の選任の手續を調査する。</p> <p>(2) 新たに法第 6 条に規定する公益事業その他の事業に関する規定を設けるための規則の変更については、次の点を審査する。</p> <p>① 公益事業その他の事業の規模が過大である等により、法第 2 条に規定する宗教団体の主たる目的を欠くこととなっていないかどうかを確認すること。</p> <p>② 公益事業以外の事業については、法第 2 条に規定する宗教団体の主たる目的を達成するための業務と矛盾し、又はこれに支障を生じさせるものは、宗教法人の行うことのできないその目的に反する事業に当たると解されるので、この観点から検討すること。</p> <p>(3) 目的の変更、主たる事務所の移転等に係る規則の変更の場合において、当該宗教法人の同一性に疑義がある場合は、宗教活動や礼拝の施設の現状、代表役員その他の役員等の選任過程等について十分な調査を行う。</p>
4. 標準処理期間 (未設定の場合その理由)	3 月
5. 申請先	総務課
6. 処分を行う課 (所)	総務課
7. 本庁担当課	総務課文書・公益法人グループ